

令和4年3月10日(木)

令和3年度地域・職域連携推進関係者会議

資料7

「沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進 に向けた包括的連携に関する協定書」に基づく 取組みについて

～ 事業者及び労働者を始めとする全県民が健康づくりに取り組
む対策に向けて～



沖縄労働局労働基準部

部長 仁木 真司

1. 5者協定締結に至る背景

沖縄県医師会

- ☞ 65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト「働き盛り世代の健康づくり」

沖縄県

- ☞ 「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」

アプローチは異なっても目指すところ（目的）は同じ

沖縄労働局・沖縄産業保健総合支援センター

- ☞ 定期健康診断結果の有所見率の改善
- ☞ 「ひやみかち健康経営宣言」の見直し

協会けんぽ沖縄支部

- ☞ 特定健康診の受診率・特定保健指導の実施率向上
- ☞ 「福寿うちな～健康宣言」の見直し

2. 5者協定書締結式



3. 5者協定書

沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた
包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）、沖縄労働局（以下「乙」という。）、一般社団法人沖縄県医師会（以下「丙」という。）、全国健康保険協会沖縄支部（以下「丁」という。）、独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センター（以下「戊」という。）は、沖縄県の働き盛り世代の健康づくりに関する取組みを相互に連携・協力して推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 沖縄県の65歳未満男女の死亡率は全国平均より高く、かつ、悪化傾向にあり、また、労働者の有所見率が67.4%（令和元年速報値）と平成23年から9年連続で全国ワーストである。そうした県内を取り巻く健康状態が非常に厳しい中、事業者及び労働者を始めとする全ての県民が健康づくりに取り組む必要性を認識し、共有する必要がある。

そのため、本協定は、甲、乙、丙、丁、戊が相互に連携・協力して、沖縄県における事業場の健康経営や健康づくりの普及・促進を通じて働き盛り世代の健康課題を解決することで、健康長寿沖縄県の復活に貢献し、2040年までに平均寿命男女とも日本一を達成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- （1）健康経営の普及・促進に関すること
- （2）定期健康診断における有所見率の改善に関すること
- （3）従業員（労働者）及び家族の健康診断及びがん検診受診、保健指導利用の促進に関すること
- （4）適切な血圧を管理する地域職場づくり
- （5）事業場からの定期健康診断データの保険者への提供に関すること
- （6）「うちなー健康経営宣言^(※)」への登録勧奨に関すること
- （7）施策を検討していくための健康診断データ等の分析結果の共有に関すること
- （8）健康診断データ等に基づく働き盛り世代の健康課題の抽出及び改善に向けた取組みの検討、実施に関すること
- （9）本条各項に関する周知啓発に関すること
- （10）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（※）「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

（協定書の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊のいずれからも終了の申し出がない場合は、この協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊は連携・協力事項の実施により知り得た秘密及び個人情報を当該機関又は当該者の承諾なしに第三者に開示及び漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

（協定書の見直し及び解除）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙、丙、丁、戊で互いに協議の上、本協定の内容の変更又は解除を決定するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊で互いに協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証明するため、本協定書を5通作成し、甲、乙、丙、丁、戊は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月18日

甲 那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県

知事

玉城康裕



乙 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 1号館 3階
沖縄労働局

局長

福永 恵



丙 南風原町字新川 218-9
一般社団法人 沖縄県医師会

会長

宇野 浩一



丁 那覇市旭町 114-4 おきでん那覇ビル 8階
全国健康保険協会沖縄支部

支部長

宮里 博史



戊 那覇市字小緑 1831-1 沖縄産業支援センタービル 2階
独立行政法人 労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター

所長

青木 一雄



4. 5者協定書締結式

➤ 令和3年3月31日（水）琉球新報

（9） 2021年（令和3年）3月31日 水曜日 第3版 琉球新報

「沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」5機関締結

守れ 働き盛りの健康

「働き盛り世代（20～64歳）の健康改善に向け、沖縄県、全国健康保険協会（国保）、沖縄県医師会、沖縄県産業保健協会（産保協）、沖縄労働局が、健康づくりの分野や政策的な対策を定める「沖縄県働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結しました。2040年までに健康寿命を平均70歳まで延ばすことを目指し、健康寿命を延ばすことと生活習慣病の予防の取り組みなどを盛り込みます。

「健康づくり協定について」
健康づくりは、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に不可欠な取り組みです。健康づくりの推進には、行政、医療、労働、産業保健など、様々な分野の連携が不可欠です。本協定は、健康づくりの分野や政策的な対策を定めることで、健康づくりの推進に貢献します。

長寿県復活へ連携

「健康づくり協定」は、健康づくりの分野や政策的な対策を定めることで、健康づくりの推進に貢献します。健康づくりの推進には、行政、医療、労働、産業保健など、様々な分野の連携が不可欠です。本協定は、健康づくりの分野や政策的な対策を定めることで、健康づくりの推進に貢献します。

協定締結5機関代表者あいさつ（要旨）

全国健康保険協会沖縄支部	沖縄県医師会	沖縄県	沖縄労働局	沖縄産業保健協会支援センター
宮里 博史 支部長	安里 哲好 会長	玉城 デニー 知事	福味 恵司 局長	青木 一雄 所長

健診受診率の向上を図る
健康づくりの推進には、健診受診率の向上が不可欠です。本協定は、健診受診率の向上を図ることで、健康づくりの推進に貢献します。

生活習慣病対策 重要に
健康づくりの推進には、生活習慣病対策が重要となります。本協定は、生活習慣病対策を定めることで、健康づくりの推進に貢献します。

官民一体で健康づくり
健康づくりの推進には、官民一体での取り組みが不可欠です。本協定は、官民一体での取り組みを定めることで、健康づくりの推進に貢献します。

事業場への指導を強化
健康づくりの推進には、事業場への指導が重要となります。本協定は、事業場への指導を強化することで、健康づくりの推進に貢献します。

「健康経営」実現へ支援
健康づくりの推進には、「健康経営」の実現が不可欠です。本協定は、「健康経営」の実現を支援することで、健康づくりの推進に貢献します。

「うちなー健康経営宣言」をして健康経営を始めませんか？

働き盛り世代の健康づくりに関する5者による包括協定を締結

「うちなー健康経営宣言」とは？
健康経営とは、従業員の健康を促進し、生産性を向上させる取り組みです。本宣言は、健康経営の推進を目的としています。

本宣言のメリットは？
健康経営の推進により、従業員の健康が促進され、生産性が向上します。また、健康経営の推進により、企業のイメージが向上します。

Sustainable Goals
健康経営の推進は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します。

2021年4月1日より受付開始

事業所の健康経営や健康づくり普及促進に向けて連携強化（健康長寿あきな）の復活を目指します！

うちなー健康経営宣言

健康経営の推進を目的として、健康経営宣言を行います。

全国健康保険協会 沖縄支部 | 沖縄県医師会 | 沖縄県 | 沖縄労働局 | 沖縄産業保健協会 支援センター

5. 5者協定に基づく取組み（その1）

- 「ひやみかち健康経営宣言」（沖縄労働局）及び「福寿うちな～健康宣言」（協会けんぽ沖縄支部）を「うちなー健康経営宣言」に一本化

ひやみかち健康経営宣言

＜メリット＞ ①宣言内容を労働局HPに掲載
②ロゴ、バナーの使用可

福寿うちな～健康宣言

＜メリット＞ ①事業所カルテを提供
②協会けんぽニュースレターを提供
③健康づくりへの相談対応
④健康づくりに関する講話

うちなー健康経営宣言（令和3年11月末現在364事業場登録）

＜メリット＞ ①ひやみかち健康経営宣言、福寿うちな～健康宣言のメリット双方享受
②福寿うちな～健康宣言は協会けんぽ加入事業所のみ対象であった

登録事業場を増やすために
連携して登録勧奨を実施

沖縄県

沖縄労働局

沖縄県
医師会

協会けんぽ

沖縄産業保健
総合支援
センター

6. 5者協定に基づく取組み（その2－1）

➤ 5者協定の連携事業として実施を検討したい事業をリストアップ

既存の事業に係るもの

« 事業連携 »

- ・職場の健康力アップ促進事業
- ・特定健診及び特定保健指導の実施率向上
- ・既に取り組んでいる65歳未満の健康・死亡率改善のための企業介入による適正な血圧管理指導
- ・整合性の取れた保健指導体制の構築（産業医、産保センターの保健指導、協会けんぽの特定保健指導）

新規に検討する事業

« 事業連携 »

- ・ポピュレーション・アプローチを利用した健康づくりの県民運動化
- ・妊娠期～小学生への健康づくり・教育の連携
- ・アプリ開発
- ・個人でアプリを利用し、健康管理できる取組み
- ・アプリを利用した運動に利用できる施設の登録・紹介事業

« うちなー健康経営宣言に係る支援メニュー »

- ・「うちなー健康経営宣言」事業場へのフォローアップの方法
- ・沖縄県で突出している有所見項目である「腹囲リスク」改善に必要な食生活・運動・メンタルヘルスなどのメニュー創設（分科会創設希望）

その他

« データ分析 »

- ・健診データの分析結果の公表内容や分析結果公表までのスケジュール
- ・（データ分析による）課題の抽出

« PDCA関連 »

- ・連携事業に係る取組の評価を行うための目標値設定
- ・課題に沿ったテーマ抽出
- ・分析結果を踏まえての施策の検討

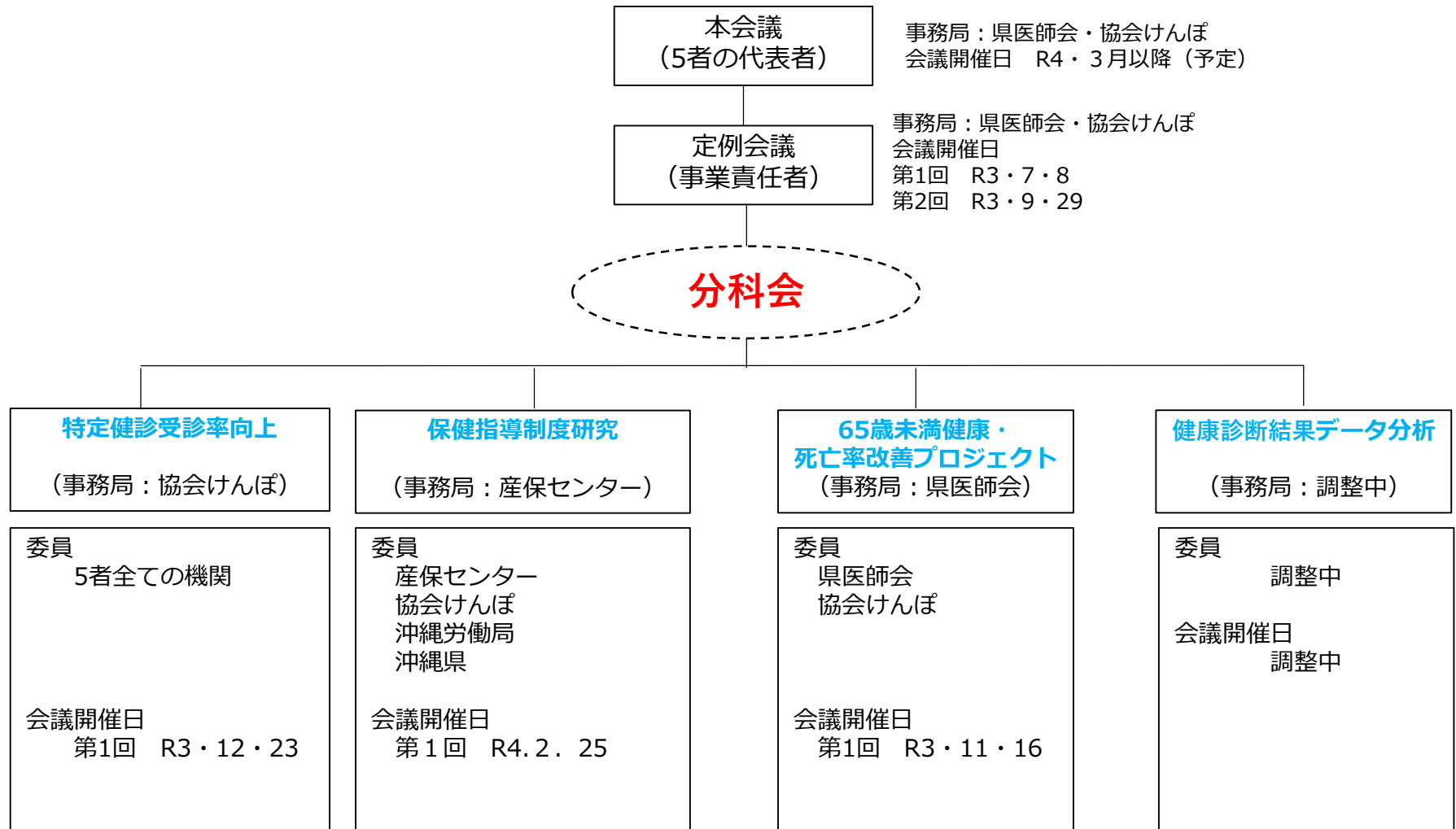
« 健康経営宣言に係るインセンティブ・外部機関の意見反映・健康経営宣言事業場の横の連携 »

- ・沖縄県が発注する事業や、がんじゅうさびら表彰の審査において「うちなー健康経営宣言」を加点項目とする
- ・県内の主要な業界団体の意見を反映させた施策の検討、業界団体の会議参加要請
- ・優良事業場に認定された事業場を中心に「健康企業会」を発足し、好事例等の横展開を実施

7. 5者協定に基づく取組み（その2－2）

➤ 協議事項について優先順位を決め、分科会を設置して検討。

5者協定に基づく健康会議全体図（令和4年1月現在）



8. 5者協定締結を通じての取組みの成果（沖縄労働局）

1 現時点における沖縄労働局としての取組みの成果

- 各機関の考え方の理解の促進が図られ、また、5者が連携をした取組みを実施することが可能となった。
- 9月の職場の健康診断実施強化月間において、健康障害防止のみならず、健康経営やコラボヘルスの推進の観点も含め、5者の長の連名で県内の関係団体等あてに協力依頼文書を発出することができるようになり、効果的・効率的な周知啓発につながっている。

2 今後、沖縄労働局として成果が期待できるもの（主なもの）

- 健康診断結果分析結果を始め、5者協定に基づく会議の結果を踏まえた健康確保対策の推進。
- 保健指導の推進。
- 各機関と連携強化した取組みの推進

御聴講、

どうもありがとうございました。